

# 利用上の注意

## 1 平成 26 年商業統計調査のしくみ

### (1) 調査の目的

この調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

### (2) 根拠法規

この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されています。

### (3) 調査期日

調査期日は、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施しました。

なお、この調査は平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施しています。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の 2 年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時実施（一体的）により実施しました。

年次別の調査期日は次のとおりです。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和 57 年調査	6月1日	卸売・小売業、飲食店
〃 29 〃	9月1日	〃	〃 60 〃	5月1日	卸売・小売業
〃 31 〃	7月1日	〃	〃 61 〃	10月1日	一般飲食店
〃 33 〃	7月1日	〃	〃 63 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 35 〃	6月1日	〃	平成 元 年調査	10月1日	一般飲食店
〃 37 〃	7月1日	〃	〃 3 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 39 〃	7月1日	〃	〃 4 〃	10月1日	一般飲食店
〃 41 〃	7月1日	〃	〃 6 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 43 〃	7月1日	〃	〃 9 〃	6月1日	〃
〃 45 〃	6月1日	〃	〃 11 〃	7月1日	〃（簡易調査）
〃 47 〃	5月1日	〃	〃 14 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 49 〃	5月1日	〃	〃 16 〃	6月1日	〃（簡易調査）
〃 51 〃	5月1日	〃	〃 19 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 54 〃	6月1日	〃	〃 26 〃	7月1日	〃

### (4) 調査の方法

調査方法は以下の①、②によります。

- ① 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式
- ② 商業事業所の本社・本店等の傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式

### (5) 調査の範囲

この調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 I - 卸売業・小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第 4 条参照）を対象としています。

調査は、民営の事業所を対象としています。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象としています。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は調査の対象とします。

## 2 主な用語の説明

### (1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械および家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）などを販売する事業所

エ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）。

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は小額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類R－サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類されます。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

#### （4）単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいいます。

#### （5）本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合には、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とします。

#### （6）支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とします。

#### （7）従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいいます。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業所の主人でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

ウ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

エ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

(ア) 期間を決めずに雇用されている者

(イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

オ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

カ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいいます。

キ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいいます。

#### (8) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

#### (9) その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものをいいます。

#### (10) 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていません。

#### (11) チェーン組織（小売業のみ）区分

##### ア フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商

品の販売等を行っている事業所をいいます。

#### イ ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。

### 3 その他

- (1) この結果表は、北九州市独自で集計したもので、福岡県及び経済産業省が公表する数値と相違することがあります。
- (2) 「1事業所当たりの従業者数」および「従業者1人当たりの年間商品販売額」の従業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算したものをを用いて算出しています。
- (3) 「1事業所当たりの売場面積」および「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所についてのみ算出しています。
- (4) 統計表中の記号は次のとおりです。
  - 「ー」 該当数値がないもの又は、調査していないものです。
  - 「X」 その数字に該当する商店数が1又は2であるため、個々の申告者の秘密保護の観点から数字を秘匿したことを示したものです。なお、この秘匿によっても数値Xが算出される恐れがあるものについては、事業所数が3以上でも「X」で秘匿した箇所があります。
  - 「0」及び「0.0」 単位未満のものです。
- (5) 解説の統計表のなかには、四捨五入のため合計と内訳が一致しないものがあります。
- (6) 町丁字別集計に用いた町丁字名は、平成26年7月1日現在の公称町名を使用しています。